大和市立南林間小学校ＰＴＡ規約

第１章　名称および事務局

第　１条　この会は、南林間小学校保護者と教師の会（ＰＴＡ）といい、事務局を南林間小学校に置く。

第２章　目的および活動

第　２条　この会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における、児童の幸福な生活をはかることを目的とする。

第　３条　この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

１．児童の教育環境の充実に関すること

２．家庭・学校・地域との連携に関すること

３．保護者相互の研修と親睦に関すること

４．その他、本会の目的達成に必要なこと

第３章　方針

第　４条　この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

１．児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

２．特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

３．この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

４．学校の人事、その他の学校の管理運営には干渉しない。

第４章　会員

第　５条　この会員になることができる者は、次の通りである。

１.南林間小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者(以下、保護者と言う)。

２.南林間小学校の校長及び教職員。

第　６条　この会の会員は、会費として月額２００円（児童は１家族単位）を納めるものとする。またＰＴＡ保険互助会費はその中から支出する。

第　７条　会員である保護者あるいは教職員は、自分の意志にていつでも自由に入退会することが出来る。その場合は、すみやかにＰＴＡ本部へ申し出ることとする。また。児童の転校及び卒業時、教師の他校への人事異動に関しては自動退会とする。

１.退会を求める意思表示は、会員の氏名と退会の意志を明示した所定の書面を、ＰＴＡ会長に提出することによって行う。

２.前項の退会届けが提出された場合、ＰＴＡはこれを受理しなければならない。

３.退会の手続きは速やかに処理し、退会者に不利益がないよう、十分に配慮しなければならない。

４.活動内容上必要経費が発生する場合は、同意に基づき適切な実費を徴収できるものとする。

第　８条　会員は全て平等の権利と義務を有する。

第５章　経理

第　９条　この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によってまかなうものとする。

第１０条　この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第１１条　この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第１２条　この会の会計年度は、毎年４月１日からはじまり、翌年の３月３１日に終わる。

第６章　役員

第１３条　この会の役員は、次の通りである。

１．会長

２．副会長

３．書記（保護者、教師それぞれより選出）

４．会計（保護者、教師それぞれより選出）

第１４条　役員は総会において承認される。

第１５条　役員の任期は、１年とする。但し、再任は妨げない。

第１６条　会長は次の職務を行う。

１．会長はこの会を代表し、会務を統理し、役員会を主催する。

２．会長は役員・会計監査委員候補者委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

３．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第１７条　校長および教頭は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第１８条　書記は次の職務を行う。

１．総会、役員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し、必要に応じて全会員に対し広報する。広報に関しては、ＳＮＳも用いて活動発信を行う。

２．記録、通信、その他の書類を保管する。

３．この会の庶務を行う。

第１９条　会計は次の職務を行う。

１．総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

２．会計監査委員の監査を経たのち、総会において、収支決算を報告する。

３．この会の財産を管理する。

４．予算の立案について協力する。

第７章　会計監査委員

第２０条　この会の経理を監査するために、３名（保護者２、教師１）の監査委員をおく。

第２１条　会計監査委員は、総会において承認される。

第２２条　会計監査委員は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

第２３条　会計監査委員の任期は１年とする。

第８章　役員・会計監査候補者について

第２４条　役員はアンケート形式などで候補者を募る。会計監査は本部役員経験者などから候補者を募る。

第２５条　新役員は、現役員と教職員と協議のうえ、候補者の中から選出する。

第２６条　学校の役割として、役員連絡調整係を１名置く。

第９章　総会

第２７条　総会は、全会員を以って構成され、この会の最高議決機関である。総会の審議事項については細則で定める。

第２８条　総会は、定期総会および臨時総会とし、定期総会は、会長が招集し、原則として４月に開催する。臨時総会は、PTA 本部及び学校が必要と認めたとき、または会の１０分の１以上の要求があった時に開催する。

第２９条　総会の定足数は、会員数の５分の１以上とする。（ただし、委任状を認める。）また、決議は出席者または書面（電磁的記録を含む）提出者の過半数の同意を必要とし、可否同数の時は、議長の決とするところとする。

第１０章　役員会

第３０条　役員会は、会長、副会長、書記、会計により構成され、会長が必要と認めた時、召集する。

第３１条　役員会は次の任務を行う。

１．この会の目的達成のための基本的な企画を行い、また運営委員会にはかる議題につき検討する。

２．関連機関および団体との連絡、調整、事務処理を行う。

３．その他必要な事項。

第１１章　常置委員会及び臨時委員会

第３２条　常置委員会は設置せず、全会員が可能な範囲においてナンリンサポーターとして第２章の目的および活動を達成するよう努める。

常設委員会に関する必要な事項は細則に定める。

第３３条　特別な事項について、必要あるときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会に付いての必要事項は、細則で定める。

第１２章　慶弔および見舞い

第３４条　第２章の目的達成に必要な慶弔および見舞いを行う。

慶弔および見舞いに関する項目は細則に定める。

第１３章　細則

第３５条　この会の運営に関して必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて PTA 本部と学校との協議を経て定める。

PTA 本部は、細則を制定し、改廃した場合、時期の総会において、その経緯を報告しなければならない。

第１４章　改正

第３６条　この規約は、総会において、出席者の３分の２以上の賛成を以って、改正することができる。

第１５章　附則

第３７条　この規約は昭和５４年４月１日より実施する。

昭和５７年　５月　８日一部改正

昭和５８年　５月１４日一部改正

昭和６０年　５月１１日一部改正

平成　元年　５月１３日一部改正

平成　２年　５月１２日一部改正

平成　９年　５月３０日一部改正

平成１３年　５月　１日一部改正

平成１４年　５月　２日一部改正

平成２０年　４月２８日一部改正

平成２４年　４月２３日一部改正

平成２８年　４月　５日一部改正

平成３１年　３月　１日一部追記

令和　元年１２月１８日一部改正

令和　４年１２月１４日一部改訂

令和　７年　３月　８日一部改正

令和　７年　４月２５日一部改正

南林間小学校ＰＴＡ細則

第１章　　役員・会計監査の選出

第１条　この会の役員は、次の通りである。

１．会長　　１名

２．副会長　　約３名

３．書記　　約２名（保護者、教師それぞれより選出）

４．会計　　約２名（保護者、教師それぞれより選出）

第２条　役員および会計監査委員は、定期総会において承認を受け、即日就任する。

第３条　会長に欠員が生じ、必要な時は、会員の中からこれを補充する。

第４条　会長以外の役員に欠員が生じた時は、役員の追加募集はしない。

第２章　　総会

第５条　総会は次の事項を審議し、決定する。

１．事業報告および決算の承認

２．事業計画および予算の決定

３．役員の承認

４．規約の改廃

５．その他必要と認めた事項

第３章　慶弔および見舞

第６条　慶弔その他の区分および基準は、次の通りである。

１．慶（１）卒業生への記念品代

（２）学校、官公署等からの公式招待　５０００円

２．弔（１）会員の死亡　５０００円

（２）児童の死亡　５０００円

３．見舞　会員宅の火災、その他の災害　３０００円

第７条　前条および前条以外の慶弔および見舞については、その都度 PTA 本部で決定し、執行する。

第４章　ＰＴＡ活動に係る諸経費に関する規定について

委員会廃止後、広報くぬぎ同好会発足となり、これらの活動を補助するため、項目を新設する。

第８条　（地域との交流・情報交換会への参加補助費）参加会員に対し、上限３０００円の補助を行う。

第９条　PTA 本部が認めた同好会については、年間５０００円を上限に活動費の補助を行う。他に必要経費が生じた場合は PTA 本部の許可を必要とする。

第５章　改正

第１０条　この細則は、総会において構成員の３分の２以上の賛成を得て改正することができる。改正の結果は、時期総会に報告しなければならない。

大和市立南林間小学校ＰＴＡ

個人情報取扱規則

第１章　目的

第１条　この個人情報取扱規則は、南林間小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと PTA 活動の円滑な運営を図り、会員個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定める。

第２章　責務

第２条　本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動における個人情報の保護に努めねばならない。

第３章　管理者

第３条　本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

第４章　取扱者

第４条　本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

第５章　秘密保持義務

第５条　個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第６章　収集方法

第６条　本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなければならない。なお、病歴、障害、医師等からの指導・調剤情報などを収集する場合は、これもあらかじめ本人の同意を得ねばならない。

第７章　利用

第７条　取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

１．会費集金、管理、その他の文書の送付

２．大規模災害等、会員の人命安全に関わる際の情報共有のため

第８章　利用目的による制限

第８条　本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

第９章　管理

第９条　個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理しなければならない。

２．不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

第１０章　保管及び持ち出し等

第１０条　個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で管理しなければならない。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、送付情報内容の限定やファイルにパスワードをかけるなど利用者を適切に管理し、使用後もそのデータを適切に管理しなければならない。

第１１章　第三者提供の制限

第１１条　本会の取り扱う個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

１．法令に基づく場合

２．人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

３．公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

４．国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第１２章　第三者提供を受ける際の確認等

第１２条　第三者（前条第１号から第４号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

１．　第三者の氏名

２．　第三者が個人情報を取得した経緯

３．　提供を受ける対象者の氏名

４．　提供を受ける情報の項目

５．　対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第１３章　第三者提供に係る記録の作成等

第１３条　個人情報を第三者（前条第１号から第４号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する.

１．　第三者の氏名

２．　提供する対象者の氏名

３．　提供する情報の項目

４．　対象者の同意を得ている旨

第１４章　情報開示等

第１４条　本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第１５章　漏えい時等の対応

第１５条　個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第１６章　研修

第１６条　本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第１７章　苦情の処理

第１７条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第１８章　改正

第１８条　本会の「南林間小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

第１９章　附則

第１９条　本規則は、平成 31 年 3 月 1 日より施行する。

南林間小学校ＰＴＡ　SNS ガイドライン

第１章　目的

本ガイドラインは、個人情報等の情報流出を防ぎ、SNS を通じて PTA の活動発信、意見交換、コミュニケーションの促進を図ることを目的とする。

第２章　適用範囲

このガイドラインは、大和市立南林間小学校 PTA に所属する全ての会員（保護者、教職員）に適用される。

第３章　基本方針

SNS の利用にあたっては、公共の場で発言することと同様の責任と自覚を持つこと。

学校、児童、PTA、地域社会に対する敬意を基に、ポジティブなコミュニケーションを心掛けること。

第４章　プライバシーの尊重

児童や会員の個人情報（氏名、顔写真、連絡先など）を、その人の同意なく公開しない。

学校関連の写真や動画を投稿する際は、写っている人々のプライバシーに配慮し、事前に同意を得ること。

第５章　情報の正確性

不確かな情報や未確認の噂を拡散しない。

学校の見解や情報は、学校から承認を得たもののみを共有する。

第６章　尊敬と礼儀

オンライン上での発言や行動は、常に尊敬と礼儀をもって行う。

相違点がある場合でも、建設的な批評と意見交換を心掛ける。

第７章　セキュリティ意識

個人情報やアクセス情報を保護するための適切なセキュリティ対策を講じる。

アカウントのパスワードは本部役員以外に共有しない。

第８章　問題発生時の対応

SNS 上で PTA、学校、児童、教職員に対する不適切な投稿を見つけた場合は、即座に PTA 役員または学校に報告する。個々の問題は、冷静かつ適切に対応し、必要に応じて法的措置を含む適切な対応を行う。

第９章　ガイドラインの遵守

本ガイドラインに違反した場合、PTA 内での審議を経て、必要に応じて会員資格の停止や除名などの措置を取ること。

PTA 会費の徴収及びキャッシュレス決済に関する取り決め

第 1 章　PTA 会費の徴収及びキャッシュレス決済に関する取り決め

第 1 条　　本組織の PTA 会費は、月額 200 円とする。これにより、年間の会費は合計 2,400 円となる。

第 2 条　　会費の支払いには、キャッシュレス決済システム「エンペイ」を利用することができる。

第 3 条　　キャッシュレス決済を利用した場合の決済手数料は 5%とし、この手数料は会費の中から捻出する。

第 4 条　　決済手数料の捻出により、実際に組織が受け取る会費の金額は、上記の決済手数料を差し引いた後の金額となる。

第 5 条　　会員は、キャッシュレス決済の利用にあたり、本条の規定を承諾したものとみなす。

第 6 条　　会員は、キャッシュレス決済の他、現金での支払いも可能とする。ただし、現金での支払いの場合、振込手数料を負担してもらうこととする。

第 2 章　キャッシュレス決済についての個人情報の保護と名簿の取り扱い

第 1 条　組織は、会員の個人情報を含む各クラスの名簿を作成し、これを管理する責務を有する。

第 2 条　名簿に含まれる個人情報は、本組織の活動目的の達成に必要な範囲内でのみ使用することを原則とする。

第３条　名簿の作成、管理、及び使用に関しては、個人情報保護法その他の関連法規を遵守し、適切な安全対策を講じる。

第４条　名簿の内容は、会員の同意なく第三者に開示または提供しない。ただし、法律に基づく開示要求または会員の安全確保に必要不可欠な場合を除く。

第５条　名簿の閲覧、訂正、または削除を希望する会員は、指定された手続きに従って申し出ることができる。